

1 がん対策について

今年度、「第2期山口県がん対策推進計画」が策定されるが、がんは、喫煙や食生活の改善等による1次予防、早期発見・早期治療による2次予防を併せた予防が特に重要であり、より一層の普及啓発活動が必要である。

また、第2期計画を県民に周知する機会として、キックオフイベントの開催なども検討してはいかかかと考える。

知事は、安心医療・健康倍増戦略として、第2期計画に基づき、早期発見に向けたがん検診体制の強化を始め、がんに罹患した働く世代への就労問題等の相談体制の充実など、総合的ながん対策の取組みを行うとされたが、今後、がん対策の推進に向けてどのように取り組まれるのか所見を伺う。

曾田議員の御質問のうち、私からは、がん対策についてのお尋ねにお答えいたします。

がんは、本県においては、年間5千人近い方がお亡くなりになられるなど、その対策は、県民の命と健康を守る上で、極めて重要であります。

こうした中、私は、今後5年間のがん対策の指針となる「第2期山口県がん対策推進計画」を策定することとしております。この計画では、これまでの取組の成果の検証や本県の特性等を踏まえ、「がんによる死亡者の減少」を目標とし、県民自身による「予防と理解の促進」をはじめ、がん医療の質的な向上を目指した「医療の充実」や、働く世代の就労問題にも対応した「相談支援・情報提供体制の充実」の3つを柱とし、総合的かつ計画的に対策を推進することとしております。

がん対策は、県民自らの取組が重要でありますことから、

まず、「予防と理解を促進」するために、新たに、たばこ対策や食育の重要性について理解を深めるシンポジウムを開催するとともに、検診受診率の向上に向けたモデル事業を実施するなど、一層の普及啓発に努めてまいります。

次に、がん医療水準の向上など「医療の充実」に向けて、チーム医療の推進や緩和ケアの充実等により、「がん診療連携拠点病院」の診療機能を強化することとしております。

また、患者・家族の抱える社会生活上の不安等を軽減するため、がんの経験者によるサポート体制を整備するとともに、就労問題に関する専門相談員を「がん拠点病院」に設置するなど、「相談支援体制等の充実」を図ってまいります。

私は、今後とも、「安心医療・健康倍増戦略」の実現に向けて、県民、市町、関係団体等と一体となって、がん対策の推進に全力で取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、関係参与員からお答え申し上げます。

2 超高速ブロードバンド環境の整備促進について

ブロードバンド世帯カバー率は、山口県を含め、全国で100%となったが、光ファイバ回線、ケーブルテレビ回線などの超高速ブロードバンド世帯カバー率は、全国 97.3%、山口県では 94.4%となっている。

このような状況の中、インターネットの利用は、日々進化を続けており、情報通信環境が医療ネットワーク、観光客の行動にも影響を及ぼしつつある。

そこでお尋ねするが、日進月歩著しいICTを広く県民が

利活用できるよう、超高速ブロードバンド環境の整備促進について、どのように取り組まれるのか、県の所見を伺う。

超高速ブロードバンド環境の整備促進についてのお尋ねにお答えします。

情報通信網の整備は、本来、民間が主導すべきものですが、中山間地域等では、採算性の面から、民間通信事業者による整備が進まなかったため、県において、やまぐち情報スーパーネットワークを基幹網として整備し、市町が実施する地域イントラネットやケーブルテレビなどの支線網の整備を促進してまいりました。

この結果、平成21年度末には、本県のブロードバンド世帯カバー率は、ほぼ100%となりましたが、このうち、光ファイバ網などの超高速ブロードバンドサービスについては、提供されていない地域が一部残されており、また、お示しのように、情報通信環境が、医療や観光をはじめ、様々な分野で影響を及ぼしつつある状況がございます。

このため、県では市町と連携して地域の実情を把握し、民間通信事業者に対して、超高速ブロードバンドサービスエリアの拡大に向けた要請を行ってきており、本年中には、スマートフォンなどで高速通信できるサービスが全県的に広がる見込みとなるなど、そのエリアは着実に拡大してきております。

県としては、県民が広くICTの恩恵を享受できるよう、今後とも、地域からの要望や民間通信事業者の動向等を踏ま

え、市町と連携して対応方策を調整するなど、超高速ブロードバンド環境の整備促進に取り組んでまいりたいと考えております。

3 再生可能エネルギーについて

県では、地域グリーンニューディール基金を活用するなど、住宅などへの太陽光発電、太陽熱利用と省エネ製品の複合導入を支援する導入促進策を早くから展開し、太陽光発電の普及の向上と関連産業の振興に大きく寄与してきた。

現在までの普及拡大のスピードを減速させないためにも、導入の初期投資への負担を軽減し、多くの県民が再生可能エネルギーを導入しやすい環境を整備することが重要である。

再生可能エネルギーの導入を一層加速させていくために、今後、支援策の充実をはじめとする導入促進に向けた取り組みの強化について、県として、どのように取り組んでいかれるのか、伺う。

再生可能エネルギーについてのお尋ねにお答えします。

県では、近く策定・公表する「山口県再生可能エネルギー推進指針」において、家庭や事業所等への太陽光発電の普及拡大等を重点プロジェクトに位置づけ、エネルギー毎に設定した導入目標の達成に向け、総合的、計画的にその導入を進めていくこととしております。

特に、産業振興の観点からは、これまで実施してきた、太陽光発電や省エネ製品の複合導入への支援制度を、県民や県内企業等のニーズも十分踏まえ、県内企業が製造・加工した

太陽光や地中熱等の再エネ製品・技術等を登録し、県民が導入する際の新たな補助制度として、来年度からスタートさせるなど、支援策の充実を図ったところであります。

また、導入時の負担軽減を図るため、低利の融資制度については、引き続き行うこととし、本県独自の補助・融資制度の両輪により、再生可能エネルギーの導入を一層促進してまいります。

さらには、再生可能エネルギーに関する県民からの経済面、環境面での効果や技術的な疑問等に応える、アドバイザーの派遣制度を新たに創設するなど、県民が再生可能エネルギーを導入しやすい環境整備に努めることとしております。

県といたしましては、今後、「環境やまぐち推進会議」を核とした推進体制の充実強化を図り、県民、事業者、市町等と一体となって再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでまいります。

4 公営住宅の多面的利用について

急速に進む少子高齢化の流れの中、今まで整備してきた公営住宅または公共施設などのストックを、有効かつ柔軟に活用し、地域の再生のため、地域住民のコミュニティ拠点として使いたいとの声をよく耳にする。

先日も、「公営住宅に集会所があるが、自宅でくつろぐかのような空間が、高齢者には必要であり、空室を集う場所として活用したい。」との声を頂いた。

国においては、平成16年、地域再生推進のためのプログラムが決定され、地域再生計画認定地域に限定して効果を持

つ支援措置として「公営住宅における目的外使用承認の柔軟化」が位置づけられた。これを受け、空室の有効利用が可能になり、様々な世代の方々が、お互いに助け合いながら過ごすことができるスペースの確保が図られるものと思われるが、県の所見を伺う。

公営住宅の多面的利用についてのお尋ねです。

全国的に少子高齢化が進み、地域社会において孤立しがちな高齢者の受け皿としての地域コミュニティの役割が見直されており、その再生の重要性が高まっているところです。

こうした中で、お示しのような、公営住宅の目的外使用承認の柔軟化制度を活用して、空き室を地域のコミュニティ拠点として利用している事例は、本県にはありませんが、全国的には、サロン活動や講習会などに利用している事例が数件あります。

この制度については、公営住宅の本来の目的である低額所得者の入居を阻害しないことが前提となっており、例えば、県営住宅では、応募倍率が、近年、10倍を超えるなど需要が高いことから、現時点での活用は難しい状況です。

しかしながら、この制度は、地域再生の推進と公営住宅の利用促進が共に図られる有効な手段であると考えられますので、県としましては、県営住宅について、今後の入居状況の推移をみながら、その活用を検討するとともに、地域づくりを担う市町に対して、地域の実情に応じて活用されるよう、周知に努めてまいります。

5 鳥獣被害防止対策について

県では、鳥獣による農林業被害金額を平成22年度の8億円から、平成23年度には6億8千万円に減少させるなど、被害の減少に取り組まれている。

しかし、未だ課題も多くあり、特に市町が連携した広域対策や捕獲の担い手の確保・育成、地域ぐるみの被害防止対策の周知徹底が必要であると思う。

このような状況の中、下関市では4月から「みのりの丘ジビエセンター」を開設し、捕獲したイノシシやシカの食肉利用を計画しており、地元の猟師の方、農林業被害で苦しんでいる方々からたくさんのエールの声が聞こえてきている。

捕獲した有害鳥獣を食肉として有効利用するなどの動きも見受けられる中で、こうした新たな取組も踏まえ、今後、農林業の鳥獣被害防止対策にどのように取り組まれるのか、県の所見を伺う。

鳥獣被害防止対策についてのお尋ねにお答えします。

県では、鳥獣被害の増加を踏まえて、平成23年度から、関係部局が連携した被害対策を総合的に実施した結果、被害金額の減少につながっているところです。

一方、依然として6億円を超える被害が発生する中で、お示しのよう、市町が連携した広域対策や捕獲の担い手の確保・育成などに加えて、食肉利用にも取り組んでいく必要があると考えています。

このため、新年度におきましては、まず、県内3地域に設置された広域協議会を事業主体として、市町の境界での一斉捕獲やシカの生息域の拡大防止に向けた広域捕獲、農業者の捕獲活動を支援する専門指導員の設置など、市町が連携した

広域捕獲対策を新たに実施してまいります。

また、引き続き、狩猟免許の取得を支援し、射撃訓練、捕獲現場での実地研修などを通じて、捕獲の担い手を確保・育成するとともに、鳥獣の追い払いや放任果樹の除去など、地域ぐるみの被害防止対策を県内各地域に普及・定着させていくこととしています。

さらに、下関市に整備されるジビエセンターでの処理・加工や食肉流通などをモデルに広域協議会と連携し、新たに、広域で利用可能な食肉処理施設の整備に向けた調査・研究を進めることに加えて、調理師団体、飲食店などの協力を得ながら、食肉のPRや利用拡大にも取り組んでいく考えです。

県としましては、これまで以上に、市町、関係団体などと緊密に連携しながら、総合的な鳥獣被害対策を積極的に推進してまいります。